

指 名 業 者 選 定 基 準

1 選定の判断事項

以下に掲げる各事項を参考に、事項ごとに点数化して入札参加予定業者の順位付けを行い、指名業者を選定する。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 官公庁工事の実績の有無
- (3) 既発注工事の施工実績
- (4) 発注工事施工についての技術的特性

2 指名の制限事項

法人は、次に該当するものを指名することはできません。

(1) 不誠実な行為があるもの

ア 東京都競争入札参加者指名停止措置要綱(平成6年9月30日付6財経総第756号財務局長決定)に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者

イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実である者

ウ 東京都発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者

(2) 経営状況が著しく不健全である者

(3) 法人が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者

(4) 前各号のほか、1の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者